

# 第4次京都府地域福祉支援計画

## 中間案

## 第4次京都府地域福祉支援計画 中間案

### 目次

<b>第1章 計画の概要</b>	1
1 計画改定の趣旨	
2 計画の性格・位置付け	
3 計画期間	
4 計画の進捗管理	
<b>第2章 地域福祉を取り巻く環境と課題</b>	3
1 人口構造の変化	
2 各福祉分野の現状と課題	
3 地域福祉の担い手の状況	
<b>第3章 地域福祉を進める上での基本理念及び取組の方向性</b>	12
1 基本理念	
2 取組の方向性	
<b>第4章 府の施策</b>	
<b>1 地域における包括的な支援体制の整備</b>	14
(1) 様々な課題を包括的に相談・支援できる仕組みの推進	
(2) 成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の推進	
<b>2 様々な地域福祉課題に対する取組</b>	18
(1) 子どもが心身ともに健やかに成長できる地域づくり	
(2) 高齢者が安心して暮らせる地域づくり	
(3) 障害のある人もない人も安心して暮らせる地域づくり	
(4) ユニバーサルデザインの推進（人にやさしいまちづくり）	
(5) 困難な問題を抱える女性に対する支援	
(6) 生活に困窮されている方への支援	
(7) 住宅の確保が困難な方への支援	
(8) 様々な生きづらさを抱える方への支援	
(9) 自殺対策の推進	
<b>3 地域福祉を支える担い手の確保・育成</b>	27
(1) 地域における支え合い活動の担い手の確保・育成	
(2) 介護・福祉従事者や保育人材の確保・定着・育成	
(3) 積極的な広報啓発と福祉教育の充実	

<b>4 災害時にも強い地域福祉の推進</b>	<b>32</b>
(1) 安心して避難し、避難所で過ごせる仕組みづくり	
(2) いち早い日常生活の復旧に向けた支援	
<b>第5章 推進体制</b>	<b>34</b>
1 PDCA サイクルに沿った計画の推進	
2 地域福祉の中核を担う社会福祉協議会との連携・支援	
3 苦情解決制度や第三者評価の推進	
<b>第6章 市町村地域福祉計画ガイドライン</b>	<b>37</b>
1 地域福祉計画に盛り込むべき事項	
2 地域福祉計画策定の体制と過程（策定の方法・手順）	
3 地域福祉計画を策定する上でのその他の留意事項	

# 第1章 計画の概要

## 1 計画改定の趣旨

本府では、2019（平成 31）年度から 2023（令和 5）年度を計画期間とする「第 3 次京都府地域福祉支援計画」を策定し、市町村の地域福祉の取組を支援してきました。

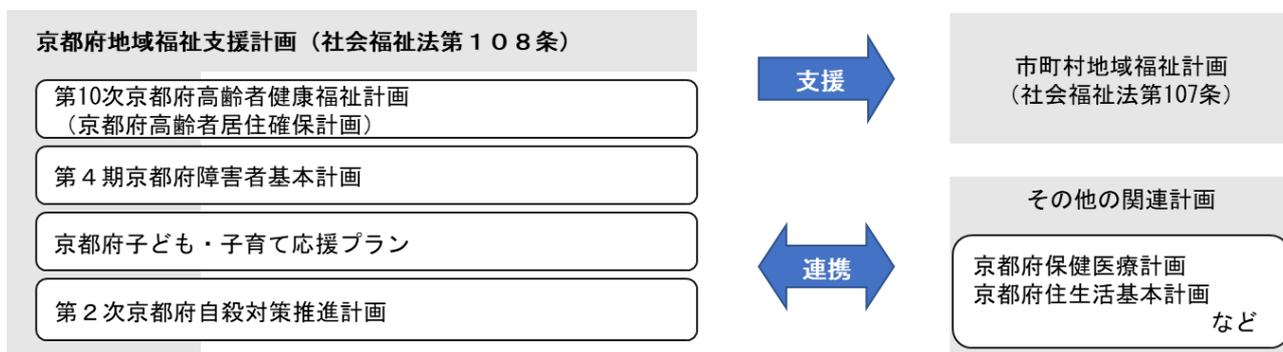
このたび、2024（令和 6）年 3 月末に計画期間が満了するに当たり、少子・高齢化の進行や地域の支え合い機能の低下等による個人・世帯の抱える課題の複雑化・複合化などの地域福祉を取り巻く状況の変化や社会福祉法の改正を踏まえ、現行の計画をより一層の実効性を持った計画とするため、改定するものです。

## 2 計画の性格・位置付け

本計画は社会福祉法第 108 条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、市町村において策定される地域福祉計画の達成に資するために広域的な見地から支援するための計画です。

また、京都府総合計画を福祉の分野から推進するための部門計画であり、各個別計画との連携・整合を図りながら、地域における高齢者の福祉、障害のある人の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を横断的に記載した、福祉分野の「上位計画」として位置づけられます。

本計画の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）、部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT 理解増進法）等に基づき、「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会」の実現を基本とし、また、2015（平成 27）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の趣旨を尊重し、取組を進めます。



## 3 計画期間

計画期間は 2024（令和 6）年度から 2028（令和 10）年度までの 5 年間とします。

## 4 計画の進捗管理

---

本計画に記載した事項については、基本的にP D C A（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善））のサイクルに沿って実施します。

また、地域福祉を取り巻く状況の変化等や他の福祉に関する個別計画の改訂等に合わせ、必要に応じて見直しを行うこととします。

## 第2章 地域福祉を取り巻く環境と課題

### 1 人口構造の変化

本府の総人口は、2020（令和2）年時点で約257万人となっており、今後も減少傾向が続くと予想されております。

また、少子高齢化が進行する中、高齢者数が緩やかに増加する一方で、15歳～64歳の生産年齢人口は大きく減少し、2020年から2024年までの20年間で約2割減少が見込まれています。

京都府の将来推計人口

（単位：人）

年	2020	2025	2030	2035	2040	2045
総数	2,578,087	2,509,875	2,430,849	2,338,843	2,238,226	2,136,807
0～14歳	294,399	273,718	255,327	238,908	227,606	215,872
	11.5%	10.9%	10.5%	10.2%	10.2%	10.1%
15～64歳	1,527,284	1,474,453	1,409,564	1,322,507	1,203,061	1,113,454
	59.3%	58.7%	58.0%	56.5%	53.8%	52.1%
65歳以上	753,249	761,704	765,958	777,428	807,559	807,481
	29.2%	30.3%	31.5%	33.2%	36.1%	37.8%
65～74歳	285,376	278,170	307,860	347,577	337,218	347,577
	11.4%	11.4%	13.2%	15.5%	15.8%	15.5%
75歳以上	476,328	487,788	469,568	459,982	470,263	459,982
	19.0%	20.1%	20.1%	20.6%	22.0%	20.6%

注：1) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」による  
2) 2020（R2）年については、国勢調査数値による

また、2021（令和3）年の出生数は15,818人で、2017（平成29）年から約2,700人の減少となっています。合計特殊出生率についても、依然として、全国数値を下回っています。

少子化の状況

（単位：人）

	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
合計特殊出生率	1.28 (1.36)	1.18 (1.26)	1.28 (1.39)	1.35 (1.45)	1.31 (1.43)	1.29 (1.42)	1.25 (1.36)	1.26 (1.33)	1.22 (1.3)
出生数	23,997	21,560	21,234	19,663	18,521	17,909	16,993	16,440	15,818

※括弧内は全国数値  
出典：人口動態調査

#### 【課題】

生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域で支援を行う担い手の裾野を広げていくことが必要です。また、年齢に関わりなく、誰もが意欲や能力に応じて、地域の「支え手」として活躍できる環境の整備が必要です。

## 2 各福祉分野の現状と課題

地域において支援が必要となる高齢者、障害のある人及びこどもの数は、増加傾向にあります。

また、同時に複数の課題を抱えた世帯の存在が顕在化しており、個人ではなく世帯単位での支援のあり方を検討する必要が出てきています。

### (1) 高齢者の状況と課題

#### ○ 要介護認定者や一人暮らし高齢者数の増加

高齢化の進行により、引き続き、要介護認定者や一人暮らし高齢者の増加が見込まれます。

要介護（要支援）認定者数の状況（各年度3月末） (単位：人)

		2020 (R2)	2025	2030	2035	2040
要支援	1	19,966 (12.8%)	23,157 (13.0%)	24,484 (13.7%)	23,907 (13.4%)	22,671 (12.7%)
	2	25,006 (16.0%)	29,266 (16.4%)	30,330 (17.0%)	30,144 (16.9%)	29,284 (16.4%)
要介護	1	27,241 (17.4%)	30,988 (17.4%)	33,611 (18.8%)	34,171 (19.2%)	32,762 (18.4%)
	2	31,215 (20.0%)	35,009 (19.6%)	38,242 (21.4%)	39,432 (22.1%)	38,232 (21.4%)
	3	22,429 (14.3%)	25,430 (14.3%)	28,121 (15.8%)	29,506 (16.5%)	29,101 (16.3%)
	4	17,498 (11.2%)	20,156 (11.3%)	22,263 (12.5%)	23,509 (13.2%)	23,543 (13.2%)
	5	13,067 (8.4%)	14,351 (8.0%)	15,937 (8.9%)	16,670 (9.3%)	16,367 (9.2%)
計		156,422	178,357	192,988	197,339	191,960
認定率		20.8%	23.9%	26.5%	26.8%	25.4%

注：第9次京都府高齢者健康福祉計画による

圏域別の要介護（要支援）認定者数の状況（各年度3月末） (単位：人)

	合計 (認定率)	丹後	中丹	南丹	京都・乙訓	山城北	山城南
2020 (R2)	156,422 (20.8%)	8,112 (22.5%)	12,614 (20.3%)	7,568 (17.3%)	99,271 (22.3%)	23,259 (17.7%)	5,598 (17.3%)
2025	178,357 (23.9%)	8,427 (24.2%)	13,655 (22.6%)	8,536 (19.3%)	112,436 (25.5%)	28,459 (21.7%)	6,844 (19.7%)
2030	192,988 (26.5%)	8,352 (25.5%)	13,963 (24.2%)	9,277 (21.7%)	120,497 (27.8%)	32,475 (25.6%)	8,424 (23.9%)
2035	197,339 (26.8%)	8,205 (26.5%)	13,969 (24.8%)	9,788 (23.4%)	122,576 (27.6%)	33,348 (26.6%)	9,453 (25.5%)
2040	191,960 (25.5%)	7,804 (26.5%)	13,492 (23.9%)	9,843 (24.2%)	118,848 (25.8%)	32,245 (25.3%)	9,728 (24.6%)

注：第9次京都府高齢者健康福祉計画による

年	2020 (R2)	2025	2030	2035	2040
総世帯数 (一般世帯)	1,188,903	1,157,598	1,135,507	1,099,515	1,056,052
うち高齢 単身世帯	153,688	175,516	183,926	191,724	202,190
構成比	12.9%	15.2%	16.2%	17.4%	19.1%

注：第9次京都府高齢者健康福祉計画による

## ○ 認知症高齢者の増加

認知症高齢者数の推計は2020（令和2）年で府内約13.6万人となっており、今後も増加する見込みです。

認知症高齢者数の推計 (単位：万人)

	2012 (H24)	2015 (H27)	2020年 (R2)	2025年
認知症高齢者数（全国）	462	525	631	730
認知症高齢者数（京都府）	9.6	10.5	13.6	16.0

注：第9次京都府高齢者健康福祉計画による

## 【課題】

増加する地域の一人暮らし高齢者や認知症高齢者など、配慮が必要な方々に対する見守り活動や生活支援を進めることが求められます。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、状態・状況に応じて、適切な医療・介護の提供はもとより多様な居場所や生活支援等の体制構築が求められています。

## (2) 障害のある人の状況と課題

### ○ 障害者手帳所持者数

身体障害者手帳の所持者数は、やや減となっていますが、知的障害者及び精神障害者の手帳所持者数は、それぞれ約1割、約5割増加しています。

また、身体障害者の障害別では、肢体不自由が約5割を占めます。

障害者手帳所持者数（各年度末） (単位：人)

	2017 (H29)	2022 (R4)	増加率
身体障害者	143,829	137,466	- 4.4%
知的障害者	26,977	29,904	+10.8%
精神障害者	20,789	31,090	+49.6%
合計	191,595	198,460	+ 3.6%

出典：府障害者支援課

身体障害者の障害別（令和4年度末）

肢体不自由	内部障害	聴覚・言語等障害	視覚障害	合計
49.3%	33.4%	10.2%	7.1%	100%

出典：府障害者支援課

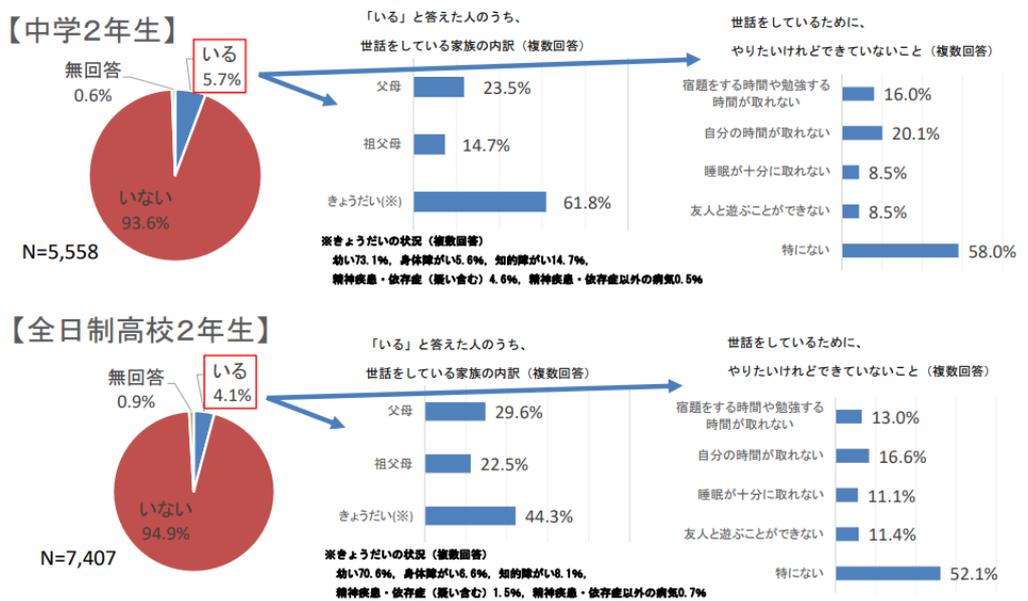
**【課題】**

「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」に基づき、障害のある人が地域で安心して過ごせるような場所づくりや言語表記を含めた環境整備など、地域でともに支え合う仕組みが求められています。

**(3) こどもを取り巻く状況**

○ **ヤングケアラー**

2020（令和2年）度に国が全国の中学生や高校生等を対象に実施した実態調査によると、中学2年生の5.7%、全日制の高校2年生は4.1%が「世話をしている家族がいる」と回答しています。また、世話の頻度として、「ほぼ毎日」が3～6割程度、平日1日あたり世話に費やす時間は「3時間未満」が多く、「7時間以上」が1割程度となっています。



注：「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」による

**【課題】**

ヤングケアラーは、本人や家族に自覚がないことが多く、問題が顕在化しにくい傾向にあることから、社会的認知度の向上に取り組むとともに、福祉、介護、医療、教育機関等、関係機関が連携し、早期に発見して適切な支援につなげる取組が求められています。

○ **児童虐待対応件数の増加**

児童虐待の周知が図られてきたこと、心理的虐待の増加により、相談件数は年々増加しています。

相談受理件数	(単位：件)				
年度	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
府内3児相計 (前年度比%)	1,663 (110.7)	2,104 (126.5)	2,547 (121.1)	2,448 (96.1)	2,576 (105.2)

出典：府家庭支援課

## 【課題】

地域による見守りを充実させるとともに、地域と専門機関である児童相談所、市町村、警察等の関係機関が連携協力できる体制を整え、児童虐待を未然に防ぎ、早期発見、迅速な対応をすることが求められています。

## ○ こどもの貧困

こどもの相対的貧困率は、2018（平成 30）年の調査では、前回調査時点（2015（平成 27）年）に比べ減少しましたが、過去の推移を見ると増加傾向にあります。

また、こどもがいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯の貧困率は 50%前後で推移しており、特にひとり親家庭の経済状況が厳しいことが見て取れます。

貧困率の年次推移（全国）

（単位：％）

	1997	2000	2003	2006	2009	2012	2015	2018 (H30)		2021
	(H9)	(H12)	(H15)	(H18)	(H21)	(H24)	(H27)	旧基準	新基準	
相対的貧困率	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4
こどもの貧困率	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5
こどもがいる現役世帯	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6
大人が一人	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	50.8	48.3	44.5
大人が二人以上	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2	8.6

出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」(R4)

注：1) 貧困率は OECD の作成基準に基づいて算出している。

2) 大人とは 18 歳以上の者、こどもは 17 歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯をいう。

3) 等価可処分所得金額不詳の世帯は除く

4) 1994(平成 6)年の数値は、兵庫県を除いたものである。

5) 2015(平成 27)年の数値は、熊本県を除いたものである。

6) 2018(平成 30)年の「新基準」は、2015 年に改定された OECD の所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

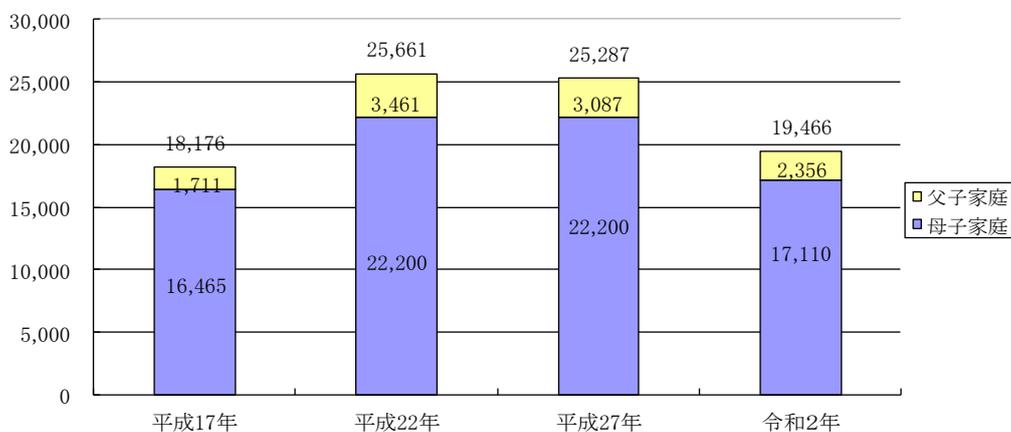
7) 2021(令和 3)年からは、新基準の数値である。

## ○ ひとり親家庭の状況

2010（平成 22）年をピークに減少傾向にあるものの、2005（平成 17）年時に比べ 7%多い状況となっています。

ひとり親家庭の推移

（単位：世帯）



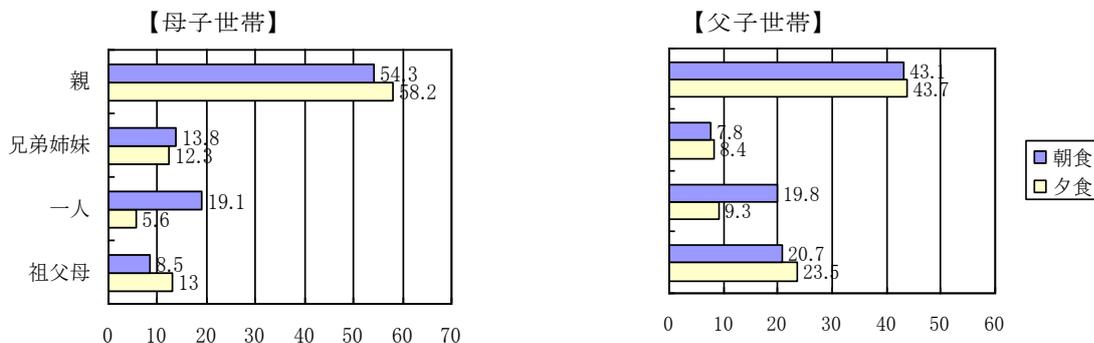
※京都市含む  
出典：国勢調査

## ○ こどもの食事環境について

ひとり親家庭のうち、こどもだけ（一人及び兄弟姉妹）で食事をしている割合は朝食で約3割、夕食で2割近くとなっており、このうち末子が小中学生の家庭では、約25人に1人が夕食を一人でとっています。

食事は、親とこどもとのコミュニケーションの場として重要な時間であり、孤食で過ごすことは、こどもの健全な育成に影響を及ぼす可能性が懸念されます。

こどもと一緒に食事をとる相手（複数回答）（単位：％）



出典：令和3年度京都府母子・父子世帯実態調査結果報告書

## 【課題】

相対的貧困にあるこどもは、学習などで不利な状況に陥りやすく、貧困から抜け出すことが難しい傾向にあるため、学習支援や居場所づくりなど身近な地域での支援が重要です。また、親の支援と合わせ、こどものライフステージに応じて地域や関係機関が連携した支援を進めることが求められています。

## (4) 生活困窮者等の状況と課題

### ○ 新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者への支援

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による休業や失業等により収入が減少した世帯を支援するため、2020（令和2）年3月から2022（令和4年）9月まで京都府社会福祉協議会による生活福祉資金制度の緊急小口資金等の特例貸付が実施されました。

また、生活福祉資金を借り終えた世帯に対しては、就労による自立や生活保護の受給に適切につなげるため、2021（令和3）年7月から2022（令和4）年12月まで生活困窮者自立支援金が支給されました。

貸付状況

	件数	金額
緊急小口	39,713件	約76.1億円
総合（初回）	33,718件	約177.7億円
総合（延長）	18,403件	約97.6億円
総合（再貸付）	23,276件	約124.2億円
計	115,110件	約475.6億円

注：申請件数には申請取り下げ等を含む

償還免除の状況(R5.5末現在)

	申請対象 (R5.1 償還開始)		免除申請		免除決定	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
緊急小口	37,251 件	約 71 億円	18,273 件	約 35.2 億円	16,584 件	約 32 億円
総合 (初回)	31,694 件	約 167 億円	16,278 件	約 86.9 億円	14,797 件	約 79.3 億円
計	68,945 件	約 238 億円	34,551 件	約 122.1 億円	31,381 件	約 111.3 億円

【課題】

償還が困難な借受人に対して、社会福祉協議会と保健所、福祉事務所などが連携し、生活・就労の両面から丁寧な支援が求められています。

○ 生活困窮者自立支援制度における支援状況

社会経済情勢の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人が増加しています。生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげるため、2015（平成 27）年に生活困窮者自立支援法が施行され、各自治体で取組が進められています。

コロナ禍の影響により、相談者が急増した 2020～2021 年度に比べ、2022（令和 4）年度は、相談者は減少傾向にあります。物価高騰が続く中、引き続き、きめ細やかな支援が必要です。

生活困窮者自立支援制度における支援状況 (単位：人・件)

	新規相談 受付件数	プラン作成 件数	就労支援 対象者数	就労者	増収者
2015 (H27)	3,238	1,067	533	368	60
2016 (H28)	2,695	1,028	441	378	36
2017 (H29)	2,612	928	374	342	39
2018 (H30)	2,553	824	294	271	66
2019 (R1)	2,647	882	353	232	68
2020 (R2)	9,941	3,231	1,865	266	220
2021 (R3)	8,075	4,579	2,894	329	683
2022 (R4) 暫定	6,334	2,018	1,093	201	414

出典：厚生労働省報告（京都市を含む）

○ 生活保護の受給状況

近年、被保護世帯数は、2016（平成 28）年度をピークに減少傾向にあり、人口に占める割合を示す保護率も低下傾向がうかがえます。その中で保護世帯数に占める高齢者世帯の割合が年々増加しており、2016（平成 28）年度から 2021（令和 3）年度で 3.8 ポイント増加しています。

生活保護世帯数・人員の推移

年度	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
世帯数 (府内総計) (世帯)	(a) 43,358	43,156	42,831	42,445	42,143	41,923
高齢者世帯数 (世帯)	(b) 20,850	21,374	21,656	21,783	21,770	21,749
高齢者世帯構成比 (%)	(b/a) 48.1	49.5	50.6	51.3	51.7	51.9
人員 (府内総計) (人)	60,497	59,342	58,131	61,506	55,743	54,724
保護率 (‰)	23.2	22.8	22.4	22.0	21.6	21.4

出典：福祉行政報告例（京都市を含む）

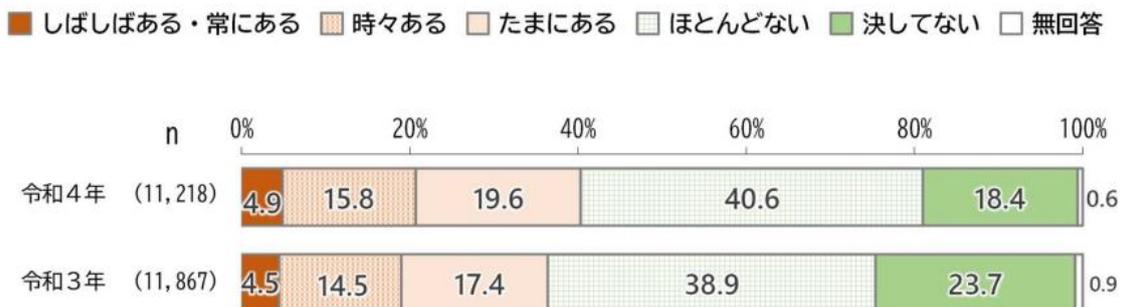
## 【課題】

生活困窮者等の支援が必要な世帯を地域で早期に把握し、各種支援施策に結び付けていくことが求められています。

## (5) その他

### ○ 孤独・孤立

2022（令和4）年度に内閣官房孤独・孤立対策担当室が実施した調査によると、「孤独の状況」について、孤独感が「しばしばある・常にある」、「時々ある」、「たまにある」と回答した方の合計は約4割となっています。



注：「人々のつながりに関する基礎調査（令和4年）」による

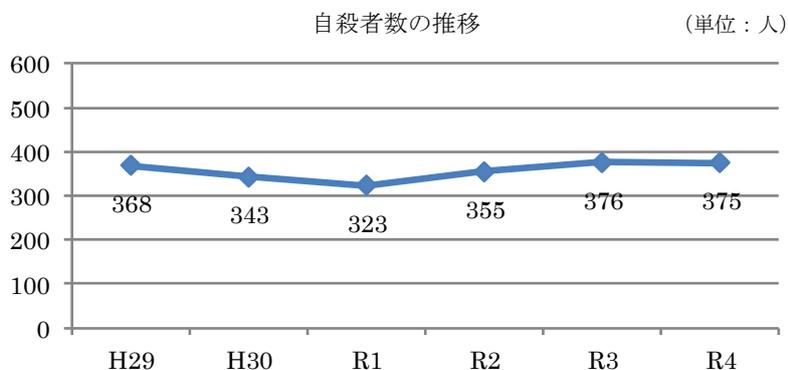
## 【課題】

少子高齢化や核家族化の進行とともに、コロナ禍で人と人とのつながりが希薄となっており、孤独・孤立の深刻さが懸念されます。

孤立・孤独を防ぎ、誰もが安心して暮らせる社会を実現するため、互いに支え合い、つながり合える地域づくりと、一人ひとりの状況に応じた相談支援体制の充実が求められています。

### ○ 自殺者の状況

府内の2022（令和4）年の自殺者数は375人で前年から1名減少し、人口10万人当たりの自殺者数である自殺死亡率は、全国で3番目に低い値となっていますが、依然として深刻な状況が続いています。



注：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」による

## ○ ひきこもり状態にある方の状況

2022（令和4）年に内閣府が調査した結果によると、全国の15～64歳のうち、ひきこもり状態にある方は約146万人であり、現在の状況になったきっかけとしては、「退職したこと」が最も多く、「新型コロナウイルス感染症が流行したこと」も2割程度となっています。内閣府調査の全国推計数を基に、京都府の人口ベースで算出（全国人口の2%）すると、京都府のひきこもり状態にある方は約2万9千人と推計されます。

なお、国の調査とは別に、府が2017（平成29）年に民生児童委員や民間支援団体の協力により実施した訪問調査等によると、1,134人のひきこもり状態にある方を把握しました。

### 【課題】

深刻な悩みを持つ方やひきこもり状態にある方の支援には、地域の見守りと合わせて、専門的な支援機関との連携が求められます。また、社会的つながりが少ないことや身体的・精神的疾患、家庭の不和、生活困窮など複合的な悩みを抱えていることが考えられるため、市町村や民間の支援団体など身近な地域で支援を受けることができるよう地域ネットワークづくりが重要です。

## 3 地域福祉の担い手の状況

### ○ 民生委員・児童委員

地域の担い手が不足する中、民生委員・児童委員の充足率は、年々低下しています。

京都府(京都市除く)の民生委員の状況

(単位：人)

一斉改選年度	2001 (H13)	2004 (H16)	2007 (H19)	2010 (H22)	2013 (H25)	2020 (H28)	2021 (R1)	2022 (R4)	
定数	区域担当	2,438	2,459 (2,436)	2,472	2,510	2,550	2,596	2,620	2,629
	主任児童委員	227	235 (233)	245	249	250	250	250	250
	計	2,665	2,694 (2,669)	2,717	2,759	2,800	2,846	2,870	2,879
委嘱数	2,665	2,694	2,711	2,738	2,773	2,797	2,774	2,754	
充足率	99.9%	99.9%	99.8%	99.1%	99.0%	98.3%	96.7%	95.7%	

注：H16の（ ）はH17に京北町が京都市に編入されたことによる減少

出典：府地域福祉推進課

### ○ ボランティア

コロナ禍の影響もあり、ボランティア活動は減少傾向にあります。

京都府(京都市除く)のボランティア人数の推移

(単位：人)

	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
人数	42,602	40,152	38,731	34,761	35,452

※府社協及び市町村社協のボランティア保険加入人数による。

資料提供：京都府社会福祉協議会

### 【課題】

地域における福祉の担い手である民生委員・児童委員をはじめとする地域福祉の担い手に不足が生じないよう人材の育成が必要であり、地域福祉活動への理解を深めるための啓発を行っていくことが重要です。また、新たに地域福祉に興味を持ってもらえるような仕組みや継続して活動を続けられるような仕組みづくりが求められています。

## 第3章 地域福祉を進める上での基本理念及び取組の方向性

第2章で挙げた多くの課題に対応するために、京都府では次の基本理念を定め、それに基づき以下の取組を推進していきます。

### 1 基本理念

年齢や障害のあるなしにかかわらず、個人の尊厳を守りながら、一人ひとりが地域社会の一翼を担い、互いに支え合い、希望を実現できる地域共生社会の確立を目指します。

### 2 取組の方向性

京都府が目指す「地域共生社会」とはどのような社会か。

それは、年齢、性別、国籍、障害の有無、社会的出身、経済状況等にかかわらず、誰もが地域社会の一員として、互いに支え合い助け合いながら、日常生活はもとより、地域社会で営まれる経済や文化等の様々な活動に参加でき、いきいきと自立した生活を送ることができる社会です。

京都には、祇園祭、五山送り火をはじめ、各地で文化的又は民俗的な行催事が長年伝承されてきました。地蔵盆のように、町内単位で子どもたちを囲む、温かみのある習俗も受け継がれています。これら京都府内各地の多様な地域文化や文化行事は、その地域に暮らす人々の心をつなぐとともに、コミュニティの絆を強め、深めていくために重要な意味を持っています。

こうした京都の強みを活かし、「地域共生社会」を実現していく必要があります。

#### 〔地域福祉を取り巻く状況の変化〕

しかしながら、少子・高齢化や人口減少が進み、単身世帯が増加する中、地域住民が抱える課題は多様化・複合化しており、地域福祉を取り巻く環境はたいへん厳しい状況にあります。

約3年にわたったコロナ禍により、様々な活動や交流等が制限される中、人と人とのつながりの希薄化、地域の担い手不足が進んでおり、これまで地域社会が担ってきた、支え合いや助け合いなどの機能が徐々に弱まってきています。加えて、孤独・孤立を感じる人が増えるなど、地域福祉をとりまく課題が一層顕在化しています。

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用した交流やテレワークの普及など、新たな生活様式が広がる一方、地域では、これまで続けてきた行事やお祭りなどが中止を余儀なくされ、再開に至っていないなど、大きな岐路に立たされています。

このように、歴史的とも言える社会の大きな転換点を迎える中で、基本理念に掲げる「地域共生社会」を実現していくためには、今一度、京都の強みである「人と人との絆やつながり」の大切さを再認識し、住民、地域、行政がともに連携し、困難な状況に立ち向かっていくことが必要です。

また、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが求められます。

## 〔京都府の取組〕

こうした状況を踏まえ、第3次計画における施策をさらに充実するため、個々の福祉課題（子育て、介護、障害、生活困窮、ひきこもりなど）に対し、関係計画に基づき、施策を推進するとともに、それらの福祉課題に横串を刺して包括的に支援を行う体制を整備します。また、こうした様々な福祉課題への地域の担い手確保を推進するとともに、災害時にも強い地域福祉を推進します。

具体的には、本計画では、次の4つの項目について重点的に取り組むこととします。

### 1 地域における包括的な支援体制の整備

地域住民の複雑化・複合化した生活課題や既存制度では解決が困難な課題に対応するため、2021（令和3）年4月に創設された「重点的支援体制整備事業」等を活用しながら、府内市町村における包括的な相談支援体制の整備を進めます。

また、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業を推進し、支援が必要な方の福祉サービスの利用をサポートします。

### 2 様々な地域福祉課題に対する取組

子育てや介護、障害、生活困窮、ひきこもりなど、様々な課題や生きづらさを抱えた方々に寄り添い、関係機関が相互に連携して支援できるよう、個々の福祉課題毎の関連計画や具体的な施策について記載します。

### 3 地域福祉を支える担い手の確保・育成

地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、ともに連携して取り組んでいくことができるよう、幅広い世代に対する福祉教育や情報発信に取り組むとともに、民生児童委員やNPO・ボランティア、介護従事者などの担い手確保を推進します。

### 4 災害時にも強い地域福祉の推進

近年、地震や台風、豪雨など、大規模な災害が頻発する中、支援が必要な人が確実に避難できるよう、市町村における個別避難計画の作成等を推進します。また、社会福祉施設における業務継続計画（BCP）の策定を支援します。

## 〔福祉の枠を超えた、幅広い施策との連携〕

また、「人と人との絆やつながり」を再生し、地域の様々な活動を活性化していくためには、従来の福祉の枠を超えて、まちづくりの視点から、多様や主体を巻き込んでいくことが求められます。

2023（令和5）年3月に改定した「京都府総合計画」に基づき、地域間や世代間の交流をさらに加速し、関係人口（地域や地域の人々と多様に関わる人々）を増やしていくなど、今後、幅広い施策との連携を推進していきます。

## 第4章 府の施策

### 1 地域における包括的な支援体制の整備

#### 【この項目のポイント】

- ・ 地域福祉を推進するための基盤の整備
- ・ 重層的支援体制整備事業の創設
- ・ 「絆ネット」の基盤を活かした地域づくり
- ・ 成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の推進

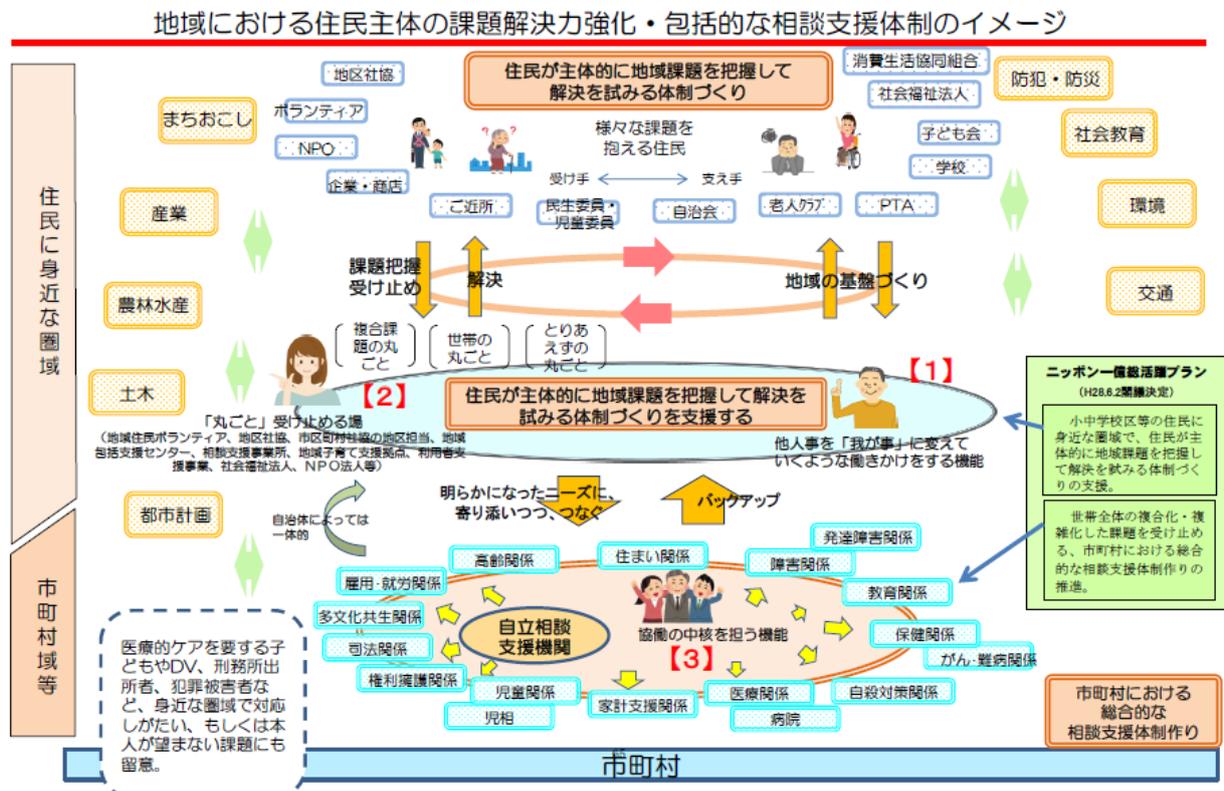
#### (1) 様々な課題を包括的に相談・支援できる仕組みの推進

#### 現状・課題

##### 〔地域福祉を推進するための基盤の整備〕

ダブルケアや8050問題など、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、これまでの属性別・対象者別の支援体制では対応が困難となっています。

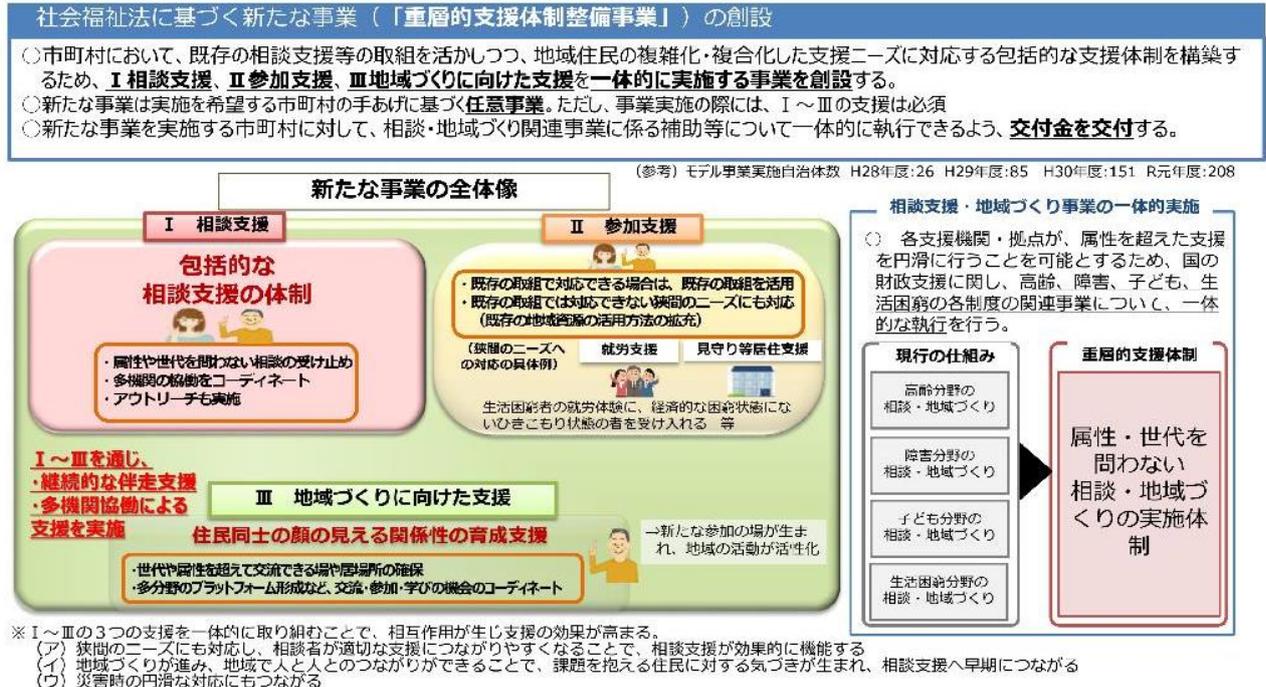
このため、2018（平成30）年4月に改正された社会福祉法において、地域共生社会の実現に向けて、地域住民が主体となって様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携により、その解決を図るため「市町村における包括的な支援体制」の整備が努力義務化されました。



## 〔重層的支援体制整備事業の創設〕

また、市町村が既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築できるよう、社会福祉法が改正され、2021（令和3）年4月に「重層的支援体制整備事業」が創設されています。

重層的支援体制整備事業では、「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」に関する事業を一体的に実施するとともに、既存の支援体制の機能や専門性を活かし、相互にチームとして連携を強めながら、市町村全体の支援体制を構築することとされています。



重層的支援体制整備事業（出典：厚生労働省説明資料）

市町村においては、「重層的支援体制整備事業」等を活用しながら、複雑・複合化した課題や制度の狭間にあり、既存制度では解決が困難な課題に対して、行政や市町村社協、自立支援機関等が中核となり、分野横断的なネットワークを構築し、包括的な支援体制を構築することが求められます。

## 〔「絆ネット」の基盤を活かした地域づくり〕

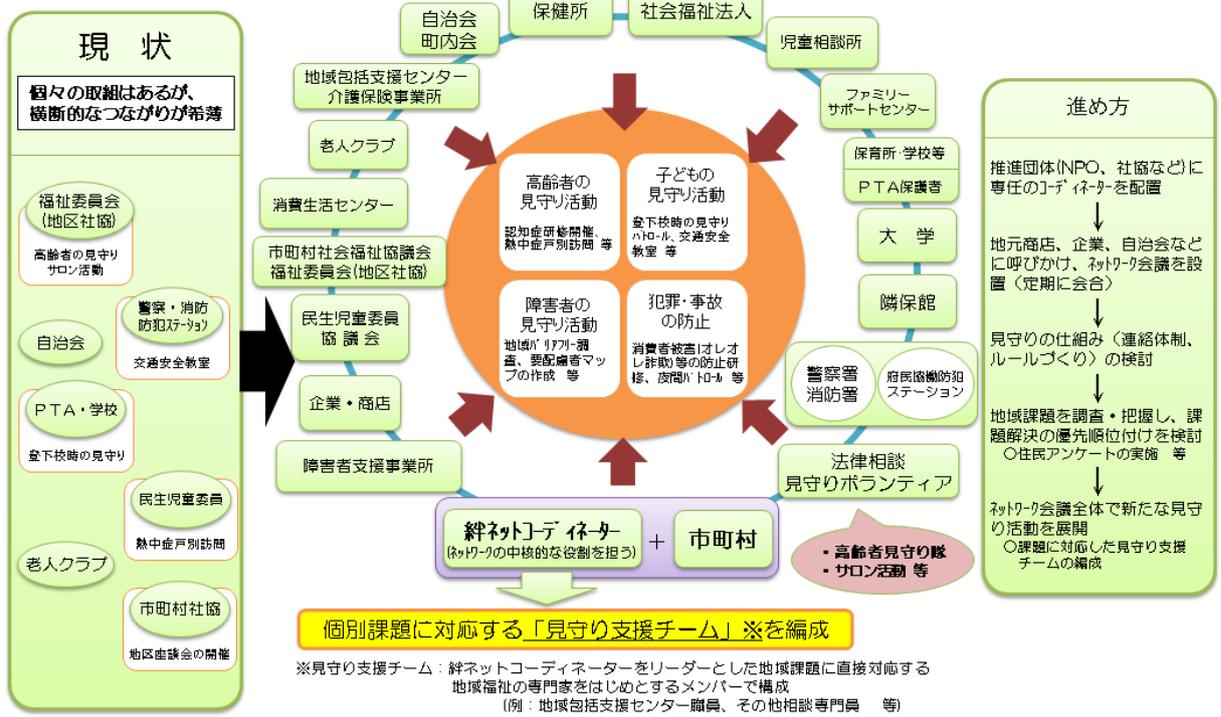
京都府では、地域全体での見守り体制の構築に向け、新たな見守り活動の展開や既存の活動の連携強化を図るため、2014（平成26）年度から「絆ネット」事業を市町村で取り組むよう進めてきたところです。

市町村における重層的支援体制整備事業の実施に当たっても、これまで取り組んできた「絆ネット」等の見守りネットワークの基盤を活かし、世代や属性を超えた地域づくりを進めることが必要です。

また、その際、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える課題（介護、保健医療、住まい、就労、教育等）や福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立、人権問題などの各般の課題を把握し、福祉分野だけでなく、多様な関係機関との連携により、その解決を図ることが必要です。

# 絆ネットのイメージ

～地域で地域を見守るシステムの構築～



## 取組の方向性

- これまで取り組んできた「絆ネット」等の見守りネットワークの基盤を活かし、地域の実情に即した包括的な支援体制の構築や重層的支援体制整備事業の活用が進むよう、市町村職員に対する研修会の開催や府内外の先進事例の提供、必要な助言等の後方支援を実施します。
- 見守り等の支え合い・助け合い活動が促進されるよう、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)やボランティアコーディネーターなど地域福祉を推進する人材育成、配置の促進を図るとともに、情報提供、ネットワークづくりを支援します。
- 地域の見守りネットワークの推進に取り組む、京都市町村社会福祉協議会連合会の活動を支援します。
- また、地域の取組を支援するため、福祉分野に加え、多様な機関(医療機関、学校、教育委員会、警察、法務局、人権擁護委員、民間団体、公共職業安定所等)と連携した支援体制の構築を推進します。

## 具体的な施策

- ・ 重層的支援体制整備事業
- ・ 重層的支援体制構築市町村後方支援事業
- ・ 社会福祉協議会育成事業
- ・ 見守り地域づくり事業 等

## (2) 成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の推進

---

### 現状・課題

- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（2016年5月）が施行され、都道府県は、市町村が講じる措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、後見人となる人材の育成、必要な助言、その他の援助を行うよう努めるものとされています。
- 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」において、都道府県は、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国との連携確保など、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たすことが求められています。
- 認知症や障害等により日常生活のサポートが必要な方が、様々な福祉サービスを安心して利用できるよう、京都府社会福祉協議会において、「地域福祉権利擁護事業」（福祉サービスに関する情報提供・助言、利用手続、利用料支払いの援助、日常的な金銭管理等）を実施しており、判断能力に不安のある方の意思決定支援や地域における日常生活を支援する役割を果たしています。
- 認知症の方や療育手帳、精神障害者手帳の所持者数等の増加や単身世帯の増加に伴う権利擁護支援ニーズ（空き家処分、死後事務委任）の多様化、担い手不足や専門職の地域偏在等が課題となっています。

### 取組の方向性

- 家庭裁判所、市町村、専門職団体等の関係団体と連携し、成年後見制度の正しい知識の周知を図り制度の適切な利用を促進するとともに、市町村の成年後見制度利用促進に係る体制整備の取組を支援します。
- 法人後見の取組や市民後見人の養成等を促進するため、市町村職員を対象とする先進事例等の勉強会を開催するとともに、市町村が行う成年後見制度利用支援事業や成年後見制度法人後見支援事業を支援します。
- 認知症の方や障害のある人が、安心して地域で自立した生活が送れるよう、京都府社会福祉協議会が実施する「地域福祉権利擁護事業」の取組を支援します。
- 権利擁護支援の需要の増加に対応するとともに、利用者の状況に合わせた切れ目ない支援ができるよう、地域福祉権利擁護事業に加えて、法人後見体制の構築や多様な権利擁護支援ニーズ（身元保証、居住支援、死後事務委任）への対応など、総合的な仕組みづくりを推進します。

### 具体的な施策等

---

- 「京都府障害者・障害児総合計画」等に基づき各種施策を推進します。

#### 【関連施策の例】

- ・福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業に対する支援）
- ・持続可能な権利擁護支援モデル事業

## 2 様々な地域福祉課題に対する取組

### 【この項目のポイント】

- ・子どもが心身ともに健やかに成長できる地域づくり
- ・高齢者が安心して暮らせる地域づくり
- ・障害のある人もない人も安心して暮らせる地域づくり
- ・ユニバーサルデザインの推進（人にやさしいまちづくり）
- ・困難な問題を抱える女性に対する支援
- ・生活に困窮されている方への支援
- ・住宅の確保が困難な方への支援
- ・様々な生きづらさを抱える方への支援
- ・自殺対策の推進

少子・高齢化や人口減少が進み、単身世帯が増加する中、地域住民が抱える課題は多様化・複合化しており、ヤングケアラーなどの新たな課題も顕在化しています。

子育て家庭や高齢者、障害のある人、生活に困窮されている方、ひきこもり状態にある方など、様々な課題や生きづらさを抱えた方々の事情に寄り添い、関係機関が相互に連携して支援に取り組んでいく必要があります。

### (1) 子どもが心身ともに健やかに成長できる地域づくり

#### 現状・課題

- 地域のつながりの希薄化、少子化によるこども同士の育ち合い・学び合いの機会の減少等により、「こどもが地域コミュニティの中で育つ」ことが困難になっています。
- 全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや社会で生き抜く力を得る糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができる環境を整備することが重要です。
- 全ての子どもが親の経済状況などの生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望をもって成長していける社会づくりが進むよう、困難な状態にあるこどもについては、孤食や学習の遅れなどの課題に対し、地域でのこどもの見守りや学習支援が必要です。
- ヤングケアラーは、本人等に自覚がないことも多く、問題が顕在化しにくい傾向があることから、当事者や社会全体への周知・広報を行い、認知度の向上を図っていくことが重要です。また、ヤングケアラーの家族は複合的な課題を抱えやすいという特徴もあることから、多機関・多職種連携による支援が必要となっています。
- 児童虐待相談受理件数については、2018（平成 30）年度以降、2,000 件を超えて推移しており、2021（令和 3）年度には 2,576 件と過去最多となったことから、虐待の未然防止、早期発見、早期対応等の取組を進める必要があります。

## 取組の方向性

- こどもの城事業を通じ、府内全域で、全てのこどもが地域コミュニティの中で健やかに成長できる多様な居場所を整備します。
- 様々な課題を抱える中学生等に対し、地域住民の協力による学習支援を行う「地域未来塾」を支援します。
- 地域の民間団体と協働し、非行等の課題を抱える少年の悩み相談や学習支援・体験活動等を行う「居場所」（ユース・コミュニティ）を設置・運営し、非行・再非行の防止を図ります。
- 「ダブルケア」を行う人を支援するため、地域包括支援センター、こども家庭センター等の職員に対し、相談体制構築に向けた支援を実施するとともに、交流や情報交換・提供の場の運営支援のため、ピア・サポーター（ダブルケア経験者）派遣の取組を進めます。
- ヤングケアラーの認知度向上のため、当事者や社会全体への周知・広報を進めます。
- ヤングケアラー総合支援センターに配置したコーディネーターを中心に、相談から適切な支援につなげるとともに、ネットワーク会議の開催等により、支援体制の整備を進めます。
- 児童虐待の未然防止のため、市町村の「子育て世代包括支援センター」や「子ども家庭総合支援拠点」等の一体化を推進し、妊娠期から出産後まで各段階に応じた切れ目のない支援を強化するとともに、地理的条件や交通事情、人口動向等を踏まえ、一時保護を含む児童相談所の機能を適切に発揮できる相談支援体制の確保や、関係機関との更なる情報共有を進めます。

## 具体的な施策

- 「京都府子ども・子育て応援プラン」、「京都府子どもの貧困対策推進計画」に基づき各種施策を推進します。

### 【関連施策の例】

- ・きょうと子ども食堂開設・運営支援事業
- ・ひとり親家庭等のこどもの居場所づくり事業
- ・青少年再チャレンジ支援事業
- ・ヤングケアラー支援体制強化事業
- ・児童虐待総合対策事業 等

## (2) 高齢者が安心して暮らせる地域づくり

### 現状・課題

- 2040（令和22）年の75歳以上の高齢者は約46万人と、総人口（約224万人）の2割を超え、要介護認定者や認知症高齢者も増加すると見込まれています。また、高齢者単身世帯は約20万世帯と、高齢者世帯の4割を超える見込みであり、介護が必要となっても地域で暮らし続けられるよう、地域包括ケア推進の取組が必要です。

- 今後の高齢者の増加や地域包括ケアの充実に向けて、介護人材の確保のため、きめ細かい就職支援や福祉職場の魅力を向上させることが必要です。
- 高齢化の進展や高齢者のみ世帯の増加が見込まれることから、高齢者等の消費者被害を未然に防止するため、地域の多様な主体と連携した見守り体制（消費者安全確保地域協議会）を構築し、地域での見守りの強化を図ることが重要です。

## 取組の方向性

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・福祉の連携による地域包括ケア体制を強化します。
- 地域の実情に応じた自立支援・重度化防止に積極的に取り組めるよう市町村を支援します。
- 介護・福祉人材の確保、育成、定着支援の取組を展開します。（再掲）
- 地域全体で、消費生活上、特に配慮を要する消費者（高齢者、障がい者等）の見守り等の必要な取組を行うため、市町村における消費者安全確保地域協議会の設置準備等を支援します。
- 京都府警察や市町村と連携して、高齢者等に通話録音装置を貸し出し、防犯機能付き電話の普及を図ります。

## 具体的な施策

- 「京都府高齢者健康福祉計画（京都府高齢者居住確保計画）」、「京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画」等に基づき各種施策を推進します。

### 【関連施策の例】

- ・ 京都地域包括ケア推進機構における各種プロジェクトの推進
- ・ 介護関連データの活用や評価指標の設定によるPDCAサイクルに沿った市町村支援
- ・ 京都府介護・福祉人材確保総合事業（再掲）
- ・ 消費者あんしんサポート事業 等

## (3) 障害のある人もない人も安心して暮らせる地域づくり

### 現状・課題

- 近年、府内の身体障害者手帳の所持者は減少傾向ですが、療育手帳・精神保健福祉手帳の所持者数は年々増加しています。
- 福祉施設から地域生活へ移行している方の数は年間 20 から 30 人です。ここ数年の障害者雇用率や民間企業の雇用障害者数は増加しており、障害のある人の生活支援や就労支援が重要です。
- 「京都とっておきの芸術祭」等の芸術活動には約 4,000 人が、「全京都障害者スポーツ大会」等のスポーツ大会には約 8,500 人が毎年参加していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止による大会の中止や外出控え等の影響により参加者が減少していることから、それぞれの能力に応じて活躍できる機会を設けることが必要です。

- 障害のある人もない人も互いに支え合う共生社会を目指し、地域の福祉関係者と連携して、障害のある人等からの相談へ対応するとともに、相談事例を多数掲載した事例集を活用し、事業者の合理的配慮の提供の義務化の周知を含めた啓発活動を進めています。

## 取組の方向性

- 障害のある人が地域で安心して生活できるよう、医療・福祉サービス体制や障害のある人が地域で自立して安心して暮らせるよう、福祉的就労における工賃の向上、就労準備から企業とのマッチングなど、行政、福祉事業所、企業、学校、NPOなどが連携した支援体制を充実します。
- 障害のある人が、文化芸術・スポーツ分野で活躍できる機会や、地域で障害のある人もない人も一緒になって活動・交流できる場を創出します。
- 障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害のある人に配慮したサービスの提供等の取組を通じて情報アクセシビリティの向上を推進します。

あわせて、障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成やサービスの利用の促進等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図ります。

## 具体的な施策

- 「京都府障害者・障害児総合計画」に基づき各種施策を推進します。

### 【関連施策の例】

- ・ 障害者就労支援事業
- ・ 障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり推進事業等

## (4) ユニバーサルデザインの推進(人にやさしいまちづくり)

### 現状・課題

- 「京都府福祉のまちづくり条例」の理念である高齢者・障害のある人・子どもや子育てをしている人が暮らしやすいまちは、すべての府民にとっても暮らしやすいまちであるという考え方のもと、公的な施設や社会福祉施設、交通機関等の環境の整備が進められています。
- 様々な人がお互いを理解し、日常的に交流できるような地域社会づくりを進めるために、ともに支え合うやさしい心のつながりを府民の間につくりあげていくことが求められています。

## 取組の方向性

- 高齢者や障害のある人等すべての府民が安心して移動や利用、生活ができるように、建築物や道路、公園、鉄道駅舎等の施設の整備を進めます。
- 交通不便地における交通弱者の移動・輸送手段の確保等を推進します。

- 「あったか京都指針」（京都府ユニバーサルデザイン推進指針）に基づき、すべての人が互いに支え合いともに生きる心を大切にする「ユニバーサルデザイン」の考え方の普及啓発に努めます。
- 障害のある人や高齢者の情報通信利用等による社会参加を促進するため、「人にやさしいまちづくり」ホームページにより、すべての人に配慮した情報提供を推進します。

## 具体的な施策

- 「京都府福祉のまちづくり条例」等に基づき各種施策を推進します。

### 【関連施策の例】

- ・福祉のまちづくり推進事業
- ・パーキングパーミット推進事業 等

## (5) 困難な問題を抱える女性に対する支援

### 現状・課題

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化している中、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和6年4月施行）が成立し、女性が安心かつ自立して暮らせるよう、民間団体と連携しながら、心身の状況に応じた適切な支援を包括的に提供することが求められています。
- 府内のDV、性暴力被害の2020（令和2）年度相談件数は、DVが3,285件で前年比ほぼ横ばい、性暴力被害は新型コロナウイルス感染症による外出自粛の影響等により、前年比減少の1,162件となっていますが、全国的にはいずれも増加傾向にあります。被害を未然に防止するための啓発や、被害に対する相談及び自立支援の体制を強化し、被害をより減少させる必要があります。
- 配偶者や恋人などに対するDVやデートDVについて、未然防止のための啓発や被害者の相談、保護など、関係機関の連携した取組が必要です。

### 取組の方向性

- 支援者の抱える問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その意向を踏まえ、適切な支援が行えるよう相談体制の充実や一時保護体制の強化、一時保護委託の充実を行います。
- デートDVも含め暴力を許さない意識づくりなど、あらゆる世代に応じた啓発を進めるとともに、多様なケースの相談に対応できるよう市町村、DV相談支援センター職員等に対し、より専門的な研修を実施します。
- DV被害者が地域の中で社会的に自立して安心して生活できるよう、民間支援団体を含む関係機関が連携して被害者一人ひとりのニーズに合わせた切れ目ない支援を行います。

## 具体的な施策

- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する京都府基本計画」、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」に基づき各種施策を推進します。

### 【関連施策の例】

- ・ドメスティックバイオレンス対策事業

## (6) 生活に困窮されている方への支援

### 現状・課題

- 生活保護世帯数は、2018（平成 30）年度 10,213 世帯から 2021（令和 3）年度 9,895 世帯と減少していますが、高齢の生活保護受給世帯数は、2018 年度 5,102 世帯から 2021 年度 5,147 世帯と増加しており、経済的な困窮状態に陥らないよう、青壮年期から適切かつ効果的な支援につなげていくことが求められています。
- 生活困窮者が抱える問題は、就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立など様々な課題が複雑に絡み合っています。一人ひとりの状況に応じ、関係機関が連携して包括的かつ早期の支援に取り組むことが求められています。
- コロナ禍において生活福祉資金の特例貸付を利用された方の中には、高齢者や障害のある人、ひとり親家庭など今なお困窮状態が続いており償還が困難な方もおられることから、生活の立て直しに向けた丁寧なフォローアップ支援が求められます。
- これらの課題に対し、各市町村社会福祉協議会では「温ったか京都・寄り添いワーカー」を中心に生活困窮者世帯へのフォローアップ支援に取り組んでいます。

### 取組の方向性

- 生活困窮者自立支援制度に基づき、自立に向けた相談や家計の改善支援、就労支援を行うとともに、生活困窮世帯のお子さんの学習習慣、進学に向けた支援を行います。
- 保健所や福祉事務所、ハローワーク、社会福祉協議会、自立支援相談機関、社会福祉法人、社会福祉施設、ボランティア団体等が一丸となって地域生活課題への取組を進める体制づくりを推進します。
- 生活福祉資金特例貸付の借受人のうち、生活困窮等により償還が困難な方が早期に生活の立て直しを図れるよう「温ったか京都・寄り添い支援ワーカー」と保健所、福祉事務所等が連携し、生活・就労の両面から支援します。

### 具体的な施策

- ・生活困窮者自立支援体制サポート事業
- ・生活困窮者就労支援事業
- ・生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業
- ・生活福祉資金貸付事業（相談員設置） 等

## (7) 住宅の確保が困難な方への支援

---

### 現状・課題

- 高齢者、障害のある人、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方が増加する見込みの中、2017（平成 29）年に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が改正され、「高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅」の登録制度創設や住宅確保要配慮者の入居円滑化に関する措置を柱とした新たな住宅セーフティネット制度が施行されています。
- 生活困窮者自立支援制度において、離職者等で住宅を失う恐れのある困窮者に一定期間家賃相当額を支給する「住居確保給付金」の制度が運用されています。
- 2017 年の調査では、宅建業者の斡旋において、高齢者の 43.7%、外国人の 35.6%が入居を断られたという実態があり、公営住宅や公的賃貸住宅に加え、民間賃貸住宅の空き家・空き室も活用し、全ての人々が安心して暮らせる社会の実現に向けた住宅セーフティネットの構築を促進する必要があります。

### 取組の方向性

- 行政に加え、不動産関係者、福祉関係者などが連携して、民間賃貸住宅における住宅セーフティネットの取組を促進し、高齢者、障害のある人、子育て世帯及び新婚世帯等、住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住宅を確保します。
- 困窮者の生活の土台となる住居を整えるための住居確保給付金の制度を引き続き活用し、生活困窮者の就労・自立につなげます。

### 具体的な施策

- 「京都府賃貸住宅供給促進計画」、「生活困窮者自立支援法」等に基づき各種施策を推進します。

#### 【関連施策の例】

- ・ 住居確保給付金支給事業
- ・ 一時生活支援事業
- ・ 京都府居住支援協議会の設置 等

## (8) 様々な生きづらさを抱える方への支援

---

### 現状・課題

- ひきこもり状態にある方に対しては、地域での見守りとともに専門機関による早期支援から、社会参加・自立に向けた一体的な支援が必要です。また、専門機関の支援につながるよう、民生児童委員等による地域での支援が求められています。
- 社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルスの長期化によって、孤独・孤立の問題がより一層顕在化・深刻化が懸念されており、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」の実現が求められています。

- アルコールや薬物などの依存症で苦しむ人とその家族が日常生活及び社会生活を営むことができるよう、医療機関、自助グループ等関係機関と連携した地域での支援が求められています。
- 犯罪を行った人等のうち、福祉的な支援が必要な人については適切な支援を受け、安全で安定した生活を確保することが再犯の防止につながることから、地域での生活支援とともに、専門機関との連携が求められています。
- 多くの犯罪被害者や家族が、被害直後のショック状態の中、刑事、司法、福祉、医療等の複雑多岐にわたる手続きに戸惑い、適切な支援につながっていない実態があり、関係機関が一体となって、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、中長期にわたって寄り添い、必要な支援を提供するためのしくみが必要です。

## 取組の方向性

- 府脱ひきこもり支援センターを中心に市町村や民間支援団体と連携し、ひきこもりの早期把握・支援から、社会適応訓練、自立までを一体的に支援します。
- 「切れ目のない相談支援体制の整備」、「見守り・交流の場や居場所の確保」、「官・民・NPO 等との連携強化」など、孤立・孤独対策の推進体制の検討を進めます。
- 医療、保健、福祉などの関係機関・団体等と連携し、依存症患者等の早期発見、早期介入に取り組みます。
- 依存症対策に関する医療・保健・福祉活動の充実、相談支援事業の強化、自助グループの活動支援等を行い、依存症の再発防止・回復支援に努めます。
- 犯罪を行った人等のうち、高齢者や障害のある人など医療・福祉の支援を必要とする者に対し、医療・福祉サービス、住居、就労の支援など、地域での安定した生活を可能にするための施策を総合的に推進します。
- 矯正施設等の退所者等のうち、高齢者又は障害により福祉的な支援を必要とする者に対し、「地域生活定着支援センター」において福祉サービス利用に向けた調整などの支援を行い、地域生活への定着を推進します。  
犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことができる社会が実現されるよう、犯罪被害者等への経済的支援の充実、支援調整会議を核としたワンストップ支援体制の充実、府民理解の増進等に取り組みます。

## 具体的な施策

- 「犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」、「依存症等対策推進計画」等に基づき各種施策を推進します。

### 【関連施策の例】

- ・脱ひきこもり支援推進強化事業
- ・地域生活定着支援事業
- ・再犯防止推進ハンドブックの作成・配布
- ・アルコール等依存症対策総合支援事業 等

## (9)自殺対策の推進

---

### 現状・課題

---

- 自殺を防止するためには、地域や身近な方の見守りや声かけと合わせ、様々な相談機関との連携による支援が重要です。
- 自殺の防止は、心の健康づくりなどの自殺予防から、自殺未遂、自死遺族の対応など、それぞれの段階を捉えて対象者に応じた切れ目のない対策が必要です。
- 若年層の自殺が増加しており、若年層向け自殺教育や若年層と連携した自殺防止を取り組んでいく必要があります。

### 取組の方向性

---

- 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、専門機関等必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーの養成を進めます。
- 京都府自殺ストップセンターを運営し、自死・自殺を考えるなど、深刻な心の悩みを抱える方々に対する電話相談を実施します。また、多重債務や労働問題等、相談内容により専門家の対応が必要な場合は、「いのちのサポートチーム」が面接相談に加わり、継続した相談支援を行います。
- 府内の相談・支援機関からなるネットワーク「京のいのち支え隊」による連携、情報共有を進め、より良い相談・支援体制の構築を図る等の活動を通じて、「オール京都」体制での寄り添い支援を進めます。
- 自殺防止相談や自死遺族支援を行う団体等への支援を行います。
- 児童生徒及び教員向けに実施している「SOS の出し方に関する教育」を推進するため、「いのちとこころのコミュニケーション事業」を教育関係機関及び関係団体と連携して進めます。
- 府内大学生が参画する「京都府自死対策カレッジ会議」を開催し、自殺に関する知識を深め各大学内で周知啓発を進めるとともに、3月1日の「京都いのちの日」に学生が中心となって府民にいのちの大切さを呼び掛ける取り組みを進めます。
- SNS 相談等を活用し、若年層が相談しやすい環境の整備を進めます。

### 具体的な施策

---

- 「自殺対策推進計画」に基づき各種施策を推進します。

#### 【関連施策の例】

- ・ 京都いのちの日、自殺防止月間等における広報等実施
- ・ ゲートキーパー養成研修
- ・ 自殺防止等支援団体への支援
- ・ 京都府自殺ストップセンターによる相談支援 等

### 3 地域福祉を支える担い手の確保・育成

#### 【この項目のポイント】

- ・地域における支え合い活動の担い手の確保・育成
- ・介護・福祉従事者や保育人材の確保・定着・育成
- ・積極的な広報啓発と福祉教育の充実

#### (1) 地域における支え合い活動の担い手の確保・育成

##### 現状・課題

- 地域福祉を推進するため、地域住民や住民組織等のほか、地域において福祉活動を行う者、社会福祉事業を営む者、NPOやボランティアを含む社会福祉に関する活動を行う者がそれぞれの特性を生かしながら、相互の役割を分担し、連携して取り組むことが求められます。
- また、人口減少やコロナ禍の影響等により、民生委員・児童委員やボランティアなどの担い手不足が進んでいることから、活動内容の広報周知や活動しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

##### ● 地域住民

府民一人ひとりが、地域社会を構成する一員として、住民が他人事ではなく、自分のこととして地域のことを認識し、自らが主体となって地域福祉を推進していくことが大切です。

地域の福祉課題に対する府民の関心や共通認識を高め、様々な地域福祉活動や地域社会づくりへの参加を促進するためには、そのきっかけづくりや意識向上の方法を工夫していくことが求められています。

##### ● 住民組織・当事者団体等

地域生活を送る上で、隣近所や自治会（町内会）、女性団体、高齢者団体、消防団、当事者組織など幅広い地域住民・団体のつながりが大切な役割を果たしており、このような地域活動を通して、誰もが気軽に社会福祉に関する活動に参加できるような環境整備を促進していくことが必要です。

また、活動にあたっては、地域の公民館、児童館、隣保館及び社会福祉施設などの既存施設をはじめ、地域の様々な資源（商業施設や空き家、休耕地など）を活用するなど、地域の実情に応じた多様な活動拠点の確保が求められます。

##### ● 社会福祉に関する活動を行う者

民生委員・児童委員、主任児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、こころの健康推進員、ひとり親家庭福祉推進員 等

各種相談員は、地域における住民の最も身近な相談相手であり、課題の発見者として、また、支援者としての役割がますます重要になっています。

それぞれの役割が十分に発揮できるよう各種相談員制度の周知徹底を図るとともに、今日の複雑な福祉ニーズに地域において的確かつ迅速に対応できるよう資質の向上に努めていく必要があります。

また、高齢化や人口減少が進む中、民生委員・児童委員の欠員が増加していることから、広報・啓発を通じた担い手の確保とともに、活動しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

#### ● 共同募金会及び福祉基金等

共同募金は、地域福祉推進のための多様な活動を支援するとともに、「寄付」を通して、住民相互の助け合いの気持ちを広げ、地域のつながりづくりに資する役割が期待されています。

また、各種の福祉基金や助成により、住民の寄付先は多様化しており、福祉活動団体は活動を安定的に行うために基金等の財源を活用することが求められています。

#### ● 社会福祉法人・福祉サービス事業者

社会福祉法人及び福祉サービス事業者は、その職員や施設等、地域における重要な福祉資源です。施設利用者だけでなく、地域に開かれた福祉サービスの提供者として、地域の福祉ニーズにもとづく新たなサービスやプログラムの開発等が求められています。

特に、社会福祉法人については、社会福祉法の改正により地域社会に対する貢献が求められており、地域福祉の推進に積極的に関わっていくことが必要とされています。

#### ● N P O

地域において住民の自主的・主体的な社会貢献組織であるN P Oの社会福祉活動が広がっています。住民の多様なニーズに柔軟かつ機敏に対応できる活動が地域住民や多様な団体と連携して、地域の課題解決に取り組めるよう進めていくことが求められています。

#### ● ボランティア

1995（平成7）年の阪神・淡路大震災を契機に、住民の自主的・主体的な社会貢献活動である個人や団体によるボランティアの活動は大きく広がりましたが、コロナ禍の影響で、様々な活動が中止や延期を余儀なくされました。

住民の多様なニーズに柔軟かつ機敏に対応するためには、今後もボランティア活動は重要であり、自主性を尊重した協働・連携や様々なニーズとのマッチングを通じて、活動しやすい環境を整えることが必要です。また、担い手の裾野を広げていくため、幅広い世代のボランティア活動への関心を高めていくことが求められます。

#### ● 民間企業・商店街

地域での福祉を進めるため、民間企業も担い手の一つとして期待されています。社会貢献活動を行うことは地域の一員である民間企業にとってC S R（企業の社会的責任）を果たすために重要な取組です。近年、社会貢献の一つとして地域福祉活動に対し、積極的に関わる民間企業も増えています。

また、市町村が地域福祉を総合的に推進するため、民間企業が有する多様なノウハウの活用や、民間企業・商店街と連携した取組が必要となっています。

## 取組の方向性

---

- こどもから高齢者まで幅広い世代に対する福祉教育や多様な福祉体験学習活動を推進します。
- 民生委員・児童委員等各種相談員に対して、人権課題への理解を深め、共生社会を実現するために必要な知識・技能等の研修を行い、資質の向上と相互の連携を進めるとともに、地域ごとの組織の活性化を図ります。
- 民生委員・児童委員の欠員の解消に向けて、各種広報媒体により制度や活動内容のPRを図るとともに、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに努めます。
- 京都府共同募金会と連携し、赤い羽根共同募金運動を推進するとともに、助成金や基金等に関する情報の提供に努めます。
- 社会福祉法人又は福祉サービス事業者が行うこども食堂への支援、地域における世代間交流や災害時の避難所機能の向上に係る取組の支援など、それぞれの施設等の特性を生かして、地域社会に貢献できるよう働きかけを行います。
- 地域課題の解決に取り組むNPO等への活動助成や、組織運営に係るノウハウ・知識の提供、活動に対する顕彰等により、NPOや住民組織等による地域の支え合い活動や居場所づくりを支援します。
- ボランティア保険の加入支援や活動スペースの提供等、社会福祉協議会等が行うボランティア振興やボランティアに参加しやすい環境整備の取組を支援します。
- 多くの方がボランティア活動へ関心を持っていただけるよう、幅広い世代への広報啓発等を推進します。
- 民間企業・商店街との地域での見守り等の協定の締結を進め、それぞれの民間企業・商店街の特色を生かした幅広い見守りや啓発を促進します。
- ボランティア休暇制度の理解や導入に向けた働きかけを行います。

## 具体的な施策

---

- ・ 京都府介護・福祉人材確保総合事業
- ・ 民生委員活動助成事業
- ・ ひとり親家庭等のこどもの居場所づくり事業（再掲）
- ・ 地域共生社会実現サポート事業
- ・ 地域交響プロジェクト
- ・ ボランティア振興事業
- ・ シニアボランティア活動総合支援事業
- ・ 見守り地域づくり事業（再掲） 等

## (2) 介護・福祉従事者や保育人材の確保・定着・育成

---

### 現状・課題

---

- 今後の高齢者の増加や地域包括ケアの充実に向けて、多く福祉人材の確保が必要とされており、人材の確保に向け、きめ細かい就職支援や福祉職場の魅力を向上させることが必要です。
- また、多様なニーズに対応できる保育士・保育教諭・幼稚園教諭等の人材確保や保育の質の向上が求められています。

## 取組の方向性

- 若者等に対する働きがいのある職場づくり、人材育成や定着支援に取り組む福祉事業所の増加に取り組みます。
- 介護・福祉職の魅力発信・社会的評価の向上や職場環境の改善などの活動を支援し、将来を担う人材の確保・育成及び潜在的有資格者の現場復帰等を促進します。
- 定年退職者や子育てを終えた層など多様な人材を、介護・福祉の担い手として介護分野での就労につなぐ支援を行うとともに、介護ロボットや ICT 機器など介護職員の負担を軽減する介護支援機器等の普及を進め、介護・福祉人材の確保や働きやすい職場環境づくりを支援します。
- 府内で必要な保育人材の確保を図るため、市町村や関係団体等とも連携し、学生に保育士や保育教諭、府内の保育所、認定こども園等の魅力を伝える取組の強化や保育・教育経験者の再就業や定着のための支援を行います。また、従事者研修等を通じた資質向上の取組について充実を図ります。
- 保育人材の確保や定着支援を一層促進するため、労務等のアドバイザーの巡回支援等、保育所・認定こども園等での就業環境の整備促進、養成校等への働きかけや府域でのマッチングを推進します。

## 具体的な施策

「京都府高齢者健康福祉計画」、「京都府障害者・障害児総合計画」、「京都府子ども・子育て応援プラン」等に基づき各種施策を推進します。

### 【関連施策の例】

- ・ 京都府介護・福祉人材確保総合事業（再掲）
- ・ 介護福祉士等就学資金貸付事業
- ・ 保育人材等総合確保事業 等

## (3) 積極的な広報啓発と福祉教育の充実

### 現状・課題

- 一人でも多くの府民が地域や福祉に関心や理解を持ち、可能な範囲において、福祉活動に参加することは、地域の福祉の力を高める重要な第一歩であり、各地域の状況に応じて、「関わる福祉（参加する福祉）」を目指した広報啓発、福祉教育活動等を支援していくことが大切です。
- 府内全域での取組を進めるためには、先進的・先駆的な活動や優れた取組等の情報を、府内の各地域へ提供・循環させていくことが必要です。
- 自主的な社会貢献活動への府民の参加を促すきっかけとするとともに、次代の福祉を担う府民の裾野をさらに広げるために、若年層から高齢者に至るまで、あらゆる者に向けた福祉に対する理解を深める福祉教育や福祉体験学習等の取組を積極的に推進していく必要があります。

## 取組の方向性

---

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するため、地域での福祉活動に関する情報の収集や提供に努めます。
- 多様なコミュニケーション手段を活用して、福祉関係情報を誰にでもわかりやすく提供できるよう工夫します。（情報のバリアフリー化の促進）
- こどもから高齢者まで幅広い世代に対する福祉教育や多様な福祉体験学習活動を推進します。（再掲）
- 福祉問題に関する住民自身の自己学習や相互学習が促進されるよう、学習方法等の情報提供や学習機会の確保等の支援に努めます。

## 具体的な施策

---

- ・ 京都府介護・福祉人材確保総合事業費（再掲） 等

## 4 災害時にも強い地域福祉の推進

### 【この項目のポイント】

- ・災害時要配慮者への支援（個別避難計画、福祉避難所、DWA T等）
- ・社会福祉施設の災害対応力の向上（業務継続、避難確保等）
- ・災害ボランティアセンターの充実 等

### (1)安心して避難し、避難所で過ごせる仕組みづくり

#### 現状・課題

- 近年、地震災害や大規模な風水害が頻発しており、特に、東日本大震災、平成 30 年 7 月豪雨では、多くの高齢者や障害のある人が避難できずに犠牲となりました。
- こうした災害での教訓を踏まえ、2021（令和 3 年）5 月には災害対策基本法が改正され、市町村による個別避難計画の作成が努力義務化されました。災害発生時に援助が必要な方が確実に避難でき、福祉避難所等において必要な支援を受けることができるよう、関係者が連携して取組を進めていくことが必要です。
- また、地域の社会福祉施設が、災害発生時に適切に対応でき、必要な業務を継続できるよう、各施設における災害対応力の向上に向けた取組が求められています。

#### 取組の方向性

- 災害発生時に援助が必要な方が確実に避難することができるよう、未作成市町村等に対し個別支援を行うほか、研修会の実施や先進事例の提供など、市町村による個別避難計画の作成を支援します。
- 避難所のユニバーサルデザイン化を推進し、要配慮者を含めたすべての方が安心して過ごすことができるよう、市町村による避難所の運営を支援します。
- 避難所における要配慮者の生活のサポート等を行う、福祉避難サポートリーダーや京都府災害派遣福祉チーム（京都DWA T）を養成します。
- 市町村及び自主防災組織等による避難所設置・運用訓練の実施を支援します。
- 要配慮者が多く利用される社会福祉施設において、災害時の早期避難や安全確保などを適切に行うことができるよう、施設における避難確保計画の作成や防災・避難訓練の実施を支援します。
- 災害時においても、地域の被災状況に応じて、必要な福祉サービス等を継続して提供できるよう、社会福祉施設における業務継続計画（BCP）の策定を支援します。

#### 具体的な施策

- ・災害福祉支援ネットワーク構築支援事業
- ・個別避難計画作成モデル事業 等

## (2)いち早い日常生活の復旧に向けた支援

---

### 現状・課題

---

- 災害発生時に一日も早い日常生活の復旧ができるよう常設の府市町村災害ボランティアセンターの機能強化を図るなど、地域と連携した災害ボランティア活動の基盤を整備していくことが求められています。

### 取組の方向性

---

- 災害時にボランティアの需給調整や活動支援を行う市町村災害ボランティアセンターの機能強化を図ります。
- 京都府災害ボランティアセンターが実施する研修・訓練等を支援します。
- 市町村の福祉部局と防災部局及び市町村社協の連携を深めるよう支援を行います。
- 災害時の活動に向け、平常時においても市町村と市町村社会福祉協議会との連携の在り方を含め、体制づくりや普及啓発等の検討・取組を進めます。
- 災害時には地元の中・高校生なども地域住民の中心的役割を担うため、災害ボランティア活動への理解を深め、積極的に取り組めるよう学校等と十分な連携を図ります。
- 上記の取組を支援するため府災害ボランティアセンターの活動を支援します。
- 大規模災害時における他府県等の広域的な支援の受入、支援体制の充実を図ります。
- 災害時におけるNPOの相互支援や、一般ボランティアでは対応が困難な、障害のある人や外国人等の被災者からの支援ニーズに対応できるよう、災害時連携NPO等ネットワークと十分な連携を図ります。

### 具体的な施策等

---

- ・ 災害ボランティア活動等振興事業

## 第5章 推進体制

### 【この項目のポイント】

- ・ PDCA サイクルに沿った計画の推進
- ・ 地域福祉の中核を担う社会福祉協議会との連携・支援
- ・ 苦情解決制度や第三者評価の推進

### 1 PDCA サイクルに沿った計画の推進

本計画の推進に当たっては、地域住民や市町村、民間団体等の多様な主体に対して広く周知に努めつつ、連携を図りながら施策展開を進めます。

また、本計画に記載した事項については、毎年、取組状況をまとめ、京都府社会福祉審議会へ報告を行うとともに、その内容をホームページ等で公表します。

なお、とりまとめに当たっては、PDCA（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善））のサイクルに沿って実施し、地域福祉を取り巻く状況の変化等や他の福祉に関する個別計画の改訂等に合わせて、必要に応じて見直しを行うこととします。

### 2 地域福祉の中核を担う社会福祉協議会との連携・支援

社会福祉協議会は、住民主体の理念のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉と共生のまちづくり」の実現をめざし、様々な地域生活課題の解決に取り組んでいます。地域の実情に応じた福祉サービスの提供や相談活動、ボランティアや住民活動のネットワークづくり、福祉教育の推進など、地域福祉を推進する中核的な役割を担っています。

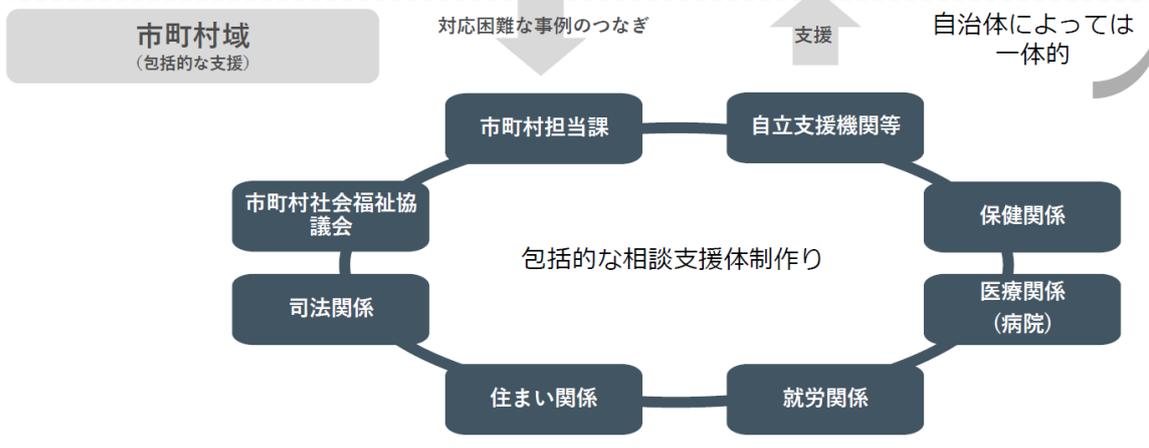
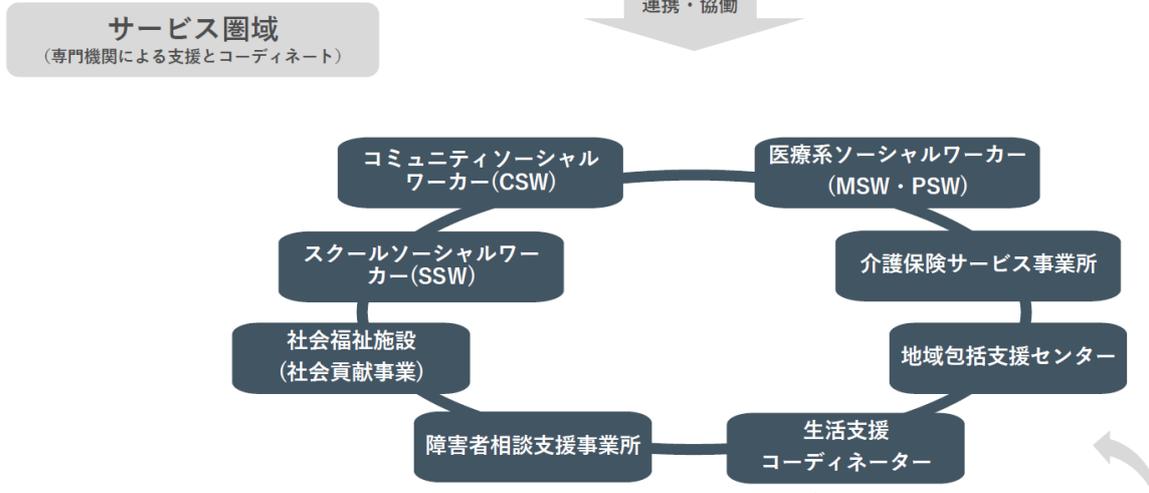
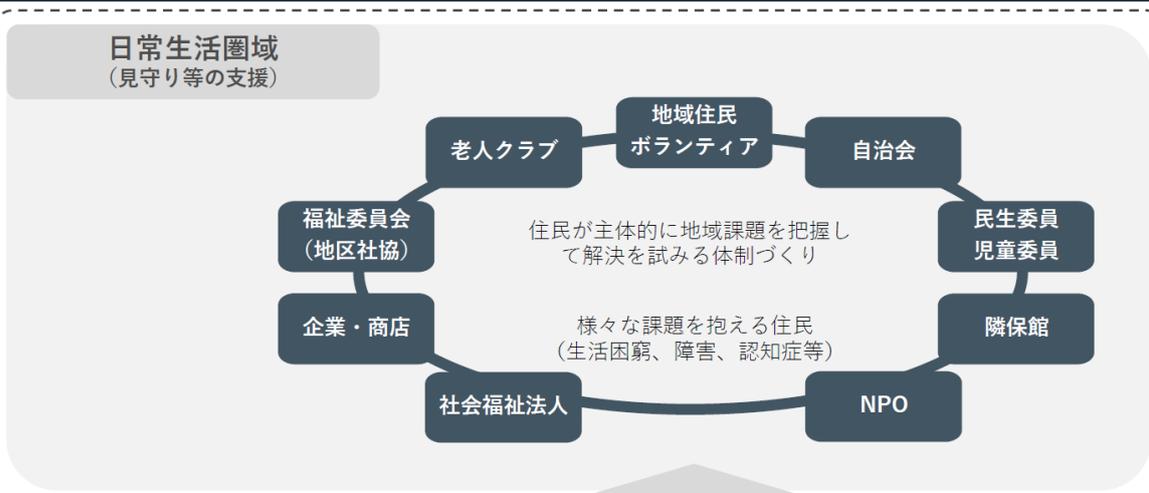
京都府社会福祉協議会では、「つながりをいかして、だれもが尊厳をもって、いきることができる社会」の実現をめざし、市町村社協や社会福祉施設、民生委員・児童委員等の関係機関との組織連携のもと、広域的かつ専門的な観点から府域における福祉サービス水準の確保と地域福祉力の向上に取り組んでいます。

京都府とは車の両輪の関係にあり、府全域にわたる福祉ニーズや生活課題に関する情報を共有しながら、地域福祉のセーフティネットづくりに向けて、効果的・効率的な諸事業を企画・実施してきたところです。

人と人とのつながりが低下し、孤独・孤立など新たな課題が顕在化する中、地域福祉の基盤である社会福祉協議会には、今後も、地域づくりと個別支援の両面から大きな役割が期待されます。

住民の身近な圏域

市町村域



- 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援
- 多機関の協働による包括的な相談支援体制



## 取組の方向性

---

- 府社協が関係機関とのネットワークにより把握する府域の地域生活課題を踏まえ、効果的な施策検討を行うとともに、その推進に向けた広域的・専門的な活動等に対して助成等のサポートを行います。
- 市町村社協による地域の実情に応じた福祉サービスの提供や相談事業、小地域での住民福祉活動などにより、支援が必要な方をこぼれ落ちることなく見守り・発見・つなぐ地域福祉力の強化を促進します。

## 具体的な施策

---

- ・ 社会福祉協議会育成事業（再掲）
- ・ 福祉サービス利用援助事業（再掲）
- ・ 福祉サービス苦情解決事業（再掲）
- ・ 生活福祉資金貸付事業（再掲）
- ・ 見守り地域づくり事業（再掲）
- ・ 災害ボランティア活動等振興事業（再掲）
- ・ 災害福祉支援ネットワーク構築支援事業（再掲） 等

## 3 苦情解決制度や第三者評価の推進

---

支援の必要な方が福祉サービスを安心して利用できるよう、各社会福祉事業者による苦情解決体制の整備を指導するとともに、京都府社会福祉協議会に設置した「京都府福祉サービス運営適正化委員会」による苦情解決の仕組みの普及啓発に努め、府内の苦情解決の仕組みづくりを推進します。

また、福祉サービス事業者における事業の透明性を高め、サービスの質の向上・改善を図るとともに、利用者が自分に合った福祉サービスを選択できる環境を整えるため、京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構との連携を強化し、支援機構が行う第三者評価の受診率を高める取組を支援します。

## 具体的な施策等

---

- ・ 福祉サービス苦情解決事業

## 第6章 市町村地域福祉計画ガイドライン

2018（平成30）年の社会福祉法改正において、

- ①「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- ②「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- ③多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

の3点について、市町村の努力義務とされました。

また、2020（令和2）年の同法改正により重層的支援体制整備事業が創設され、包括的な支援体制の整備に関する事項について、事業の実施の有無に関わらず記載すべき事項とされました。

こうした状況等を踏まえ、市町村において、他の福祉関係計画と共通する部分を上位に位置付け、総合的に推進するための計画の策定が円滑に進むよう、以下に、地域福祉計画に盛り込むべき事項及び策定の体制と過程について、国の通知等を参考にして示しています。

### 1 地域福祉計画に盛り込むべき事項

地域福祉計画に盛り込むべき事項は、社会福祉法において、

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- の5つが掲げられており、それらを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものです。

さらに、生活困窮者の自立支援方策についても盛り込むべき事項とされているところです。

市町村においては、主体的にこれらの事項について、その趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加えて計画に盛り込む必要があります。

#### (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

地域の課題や資源の状況等に応じて、各福祉分野が連携して事業を行うことにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができるよう、創意工夫ある取り組みが期待されます。

なお、支援の在り方等を検討するにあたっては、支援を要する人だけでなく、世帯全体の状況に着目する必要があることに留意します。

**(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進（必要に応じた福祉サービス利用の推進）に関する事項**

福祉サービスの仕組みが措置から契約による利用制度に転換し、必要な人が必要な時に最適な福祉サービスを受けることができ、より一層サービスを利用しやすい取組を推進させていくことが必要となります。

**(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達（福祉サービスの拡充、多様なサービスの創出）に関する事項**

複雑多様化した生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現や他分野との連携についても検討が必要です。

**(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加（住民参加型の地域福祉の推進）に関する事項**

地域福祉とは、地域住民の主体的な参加を前提としたものであることから、住民参加の促進に関する事項について、盛り込むことが必要となります。

**(5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項**

令和2年改正社会福祉法により、市町村に対する努力義務に基づく包括的な支援体制整備について、盛り込むことが必要となりました。

**(6) その他**

● 生活困窮者自立支援方策

生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、以下の3点について地域福祉計画に盛り込む必要があります。

①生活困窮者自立支援方策と既存の地域福祉施策との連携に関する事項

②生活困窮者を把握するために必要な情報の種類とその把握方法

③生活困窮者の自立支援に関する事項

相談支援体制の整備、法に基づく支援の実施、関係機関や他制度等による支援、生活困窮者支援を通じた地域づくり 等

● 災害時要配慮者支援方策

日頃から要配慮者の情報を適切に把握し、関係機関等との間で共有を図ることで、要配慮者が安心して地域で生活を送ることにつながり、災害時等緊急時に迅速かつ的確な要配慮者支援方策を実施することにつながります。

① 要配慮者の把握に関する事項

市町村の福祉関係部局において、適切かつ漏れのない要配慮者情報を日頃から把握するための方法や情報の集約と適切な管理の方法

- ② 要配慮者情報の共有に関する事項  
把握した要配慮者の情報について、関係機関と共有する方式や方法  
定期的に名簿見直しを行うなど、情報更新の方法
- ③ 要配慮者の支援に関する事項  
近隣住民等による日常的な見守り活動や助け合いの関係作りを推進する方策  
緊急対応に備えた役割分担と連絡体制

市町村においては、こうした要配慮者支援方策を踏まえた地域福祉計画の策定が求められています。

その他にも、市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等、その地域で地域福祉を推進する上で必要と求められる事項について、盛り込む必要があります。

## 2 地域福祉計画策定の体制と過程（策定の方法・手順）

地域福祉計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載し、福祉分野に横串を通す計画です。既存の計画、その他の関連する計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要があります。そのため、行政全体での取組が不可欠となります。

また、この計画は住民参加が特に重要なポイントとなっており、地域に入り込んでいくこと、地域住民の声を吸い上げていくための体制と過程をしっかりと作り上げていくことが不可欠となるところが、特色であるともいえます。

市町村における計画策定の流れ
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>地域福祉計画策定方針の決定等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政内部での検討、策定に関する合意形成</li> <li>・ 行政内部の計画策定体制の整備等</li> </ul> </li> <li>○ <b>住民等への意識啓発及び地域福祉計画の策定体制の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民等への情報の提供</li> <li>・ 住民等の参画を得た策定委員会の設置</li> <li>・ 生活課題の整理、住民のニーズ等の把握・整理のための体制整備</li> </ul> </li> <li>○ <b>地域特性と地域福祉課題の明確化・認識の共有</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区別データの収集・分析</li> <li>・ 地区別住民懇談会、住民アンケート、住民モニター等によるデータの収集</li> <li>・ 地域における課題の明確化</li> </ul> </li> <li>○ <b>地域福祉計画素案の策定と住民への議論の呼びかけ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画素案の策定・公表</li> <li>・ 住民等への議論の呼びかけ</li> </ul> </li> <li>○ <b>地域福祉計画の策定</b></li> <li>○ <b>地域福祉計画の公表と進行管理</b></li> </ul>

### (1) 地域福祉計画策定方針の決定等

- 行政内部での検討、策定に関する合意形成

地域福祉計画を策定するに当たり、計画策定の目的を明らかにするとともに、計画の性格、位置づけ等の策定方針を明らかにします。

- 行政内部の計画策定体制の整備等

地域福祉計画は、関連する計画との整合性を持ち、かつ、福祉・保健・医療・及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要があります。そのため、行政全体での取組が不可欠であり、関係部局が一堂に会した地域福祉計画の検討会を開催したり、部局を横断した職員による地域福祉計画策定のためのプロジェクトチームを立ち上げることも有効な手法の一つと考えられます。

また、市町村の総合計画の中に盛り込んでいくことも一つの方策です。

### (2) 住民等への意識啓発及び地域福祉計画の策定体制の整備

- 住民等への情報の提供

地域社会の生活課題をきめ細やかに発見するためには、住民等の主体的参加が欠かせないものであるという理解を広げていくことが重要です。また、より多くの支援を必要とする人々ほど、情報が円滑に伝わらないことが考えられるため、特にこうした人々に対する情報伝達に配慮する必要があります。

- 住民等の参画を得た策定委員会の設置

地域福祉計画の策定に当たっては、地域福祉推進役としての地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、民生委員・児童委員、市町村職員等が参加する、例えば、「地域福祉計画策定委員会」のような策定組織を設置することが考えられます。

「地域福祉計画策定委員会」等は原則として公開し、進捗状況について適宜公表するほか、広く住民等が傍聴できる体制をとるなどの配慮が必要となります。

- 生活課題の整理、住民のニーズ等の把握・整理のための体制整備

公聴会やワークショップ、住民懇談会など住民の意見を汲み上げる体制を整備していくことが必要となります。

### (3) 地域特性と地域福祉課題の明確化・認識の共有

- 地区別データの収集・分析

- 地区別住民懇談会、住民アンケート、住民モニター等によるデータの収集

- 地域における福祉課題の明確化

こうした活動によって、住民等や要支援者自身が自ら生活課題を明らかにするための調査に参加すること等により、自ら地域福祉課題の解決に向けて活動する気持ちを醸成することが何よりも重要となります。

#### (4) 地域福祉計画素案の策定と住民への議論の呼びかけ

地域福祉計画に盛り込むべき事項に留意しながら、計画の素案を策定し、住民や関係団体等の意見を反映させるため、パブリックコメント制度等により議論の呼びかけを行います。

#### (5) 地域福祉計画の策定

地域福祉計画素案に対する住民等の意見に配慮し、地域福祉計画を策定します。

#### (6) 地域福祉計画の公表と進行管理

地域福祉計画の公表を行うとともに、その後の進捗状況について進行管理を行います。

### 3 地域福祉計画を策定する上でのその他の留意事項

---

計画の策定に当たっては、社会福祉協議会や社会福祉法人、隣保館、NPOやボランティア、民生委員・児童委員との連携が求められるとともに、計画期間や他の福祉計画との関係にも留意しておく必要があります。

#### (1) 社会福祉協議会や社会福祉法人、隣保館、NPOやボランティア、民生委員・児童委員

社会福祉協議会は、社会福祉法により地域福祉を推進する団体として明確に位置付けられていること、また、地域住民主体を旨とした地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有していることから、計画の策定に積極的に参加することが期待されます。

また、社会福祉協議会の策定する地域福祉活動計画は住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、相互に連携を図ることが求められます。

社会福祉法人は、2016（平成28）年の社会福祉法改正において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。これにより、社会福祉法人には、地域における福祉サービスの拠点としての役割が期待され、そのノウハウを地域福祉計画の策定に活かしていくことが期待されます。

さらに、NPOやボランティア、民生委員・児童委員、隣保館についても、その役割に基づき、計画の策定に参加していくことが期待されています。

#### (2) 地域福祉圏域の設定

包括的な支援体制の整備は、「住民に身近な圏域」（住民の生活に即した地区）においての実施が求められます。これは、地域の実情に応じて異なると考えられ、地域で協議し、決めていく過程が必要です。

また、地域福祉計画の策定は、人口及び面積等が小規模な市町村においては、複数の市町村が合同して進めることも考えられます。

### **(3) 計画推進の期間と公表**

概ね5年とし3年で見直すことが適当です。計画の実施状況を毎年定期的に点検することとし、「計画評価委員会」のような評価体制を確保することが必要です。

また、策定後速やかにHP等でその内容を公表することが必要です。

### **(4) 地域福祉計画と他の福祉関係計画との関係**

高齢者、障害のある人、児童等対象別の福祉計画との整合性及び連携が求められます。